

株式会社 Octalab における研究者の行動規範

株式会社 Octalab

科学及び科学研究は、人類社会の平和と安全並びに公正で豊かな未来のためにあり、科学・技術の発展と研究者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提としてはじめて社会的認知を得ることができる。

それゆえ、研究者は、研究活動においてその透明性を維持し、社会に対する説明責任を果たすとともに、厳しく高い倫理観を要求されていることを常に自覚しなければならない。

ここでいう「研究者」とは、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、又は科学的な知識の利活用に従事する者をいう。株式会社 Octalab において研究活動に関与する役員、従業員、委託先、共同研究者その他これに準ずる者を含む。

こうした認識のもと、株式会社 Octalab は、当会社において研究活動を行うすべての研究者が、日本学術会議が策定した「科学者の行動規範」（平成 18 年 10 月 3 日制定、平成 25 年 1 月 25 日改訂）の趣旨を踏まえ、誠実かつ責任ある研究活動を行うことを宣言し、ここに行動規範を定める。

1 研究活動における誠実性

研究者は、研究成果を論文、学会発表、報告書、技術資料、ソフトウェア、データセットその他の方法により公表又は提供するにあたり、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに、その内容について責任を負わなければならない。

研究者は、研究の立案、計画、申請、実施、解析、報告、公表その他研究活動の各過程において、研究・調査データのねつ造、改ざん、盗用その他の不正行為を行ってはならず、またこれに加担してはならない。

2 研究資料及び研究データの保存

研究者は、研究活動の透明性及び説明責任を果たすため、実験、調査、解析、設計、開発、評価等の記録並びに研究資料及び研究データを、当会社の規程その他関係する定めに従い、適切に保存しなければならない。

研究者は、研究成果の正当性及び再現可能性を必要に応じて説明できるよう、研究データの所在、作成者、作成日時、更新履歴、解析手順その他必要な情報の管理に努めるものとする。

3 法令及び関係規則の遵守

研究者は、自らの行っている研究が社会からの信頼と負託に基づく重大な責務であることを強く自覚し、研究の実施、研究費の使用、研究成果の公表、知的財産の取扱い、個人情報及び秘密情報の管理等にあたって、法令、契約、研究倫理に関する指針、資金配分機関の定め、当会社の規程その他関係する規則を遵守しなければならない。

4 利益相反及び責任ある判断

研究者は、研究活動において、個人又は組織の利益が研究の公正性、客観性又は社会的信頼を損なうことのないよう、利益相反の有無に留意し、必要に応じて当会社に報告し、適切な管理を受けなければならない。

研究者は、研究成果の社会的影響を認識し、専門的知見に基づき、誠実かつ責任ある判断を行うよう努めるものとする。

5 共同研究及び研究成果の適切な取扱い

研究者は、共同研究、受託研究、委託研究その他外部機関との研究活動において、役割分担、責任範囲、研究データ及び研究成果の取扱い、知的財産、秘密保持その他必要な事項を明確にし、関係者間の信頼を損なうことのないよう誠実に行動しなければならない。

研究者は、論文等の著作者、発明者、貢献者その他研究成果に関する表示について、実際の貢献に基づき適切に取り扱わなければならない。

6 研究倫理教育

研究者は、研究倫理、研究不正の防止、研究費の適正な使用、研究データの保存及び開示その他責任ある研究活動に必要な教育を受け、研究倫理に関する理解を継続的に深めるよう努めなければならない。

当社は、研究者が本行動規範を理解し、遵守するために必要な教育、周知及び環境整備に努めるものとする。

7 附則

本行動規範は、令和8年6月1日から施行する。